

経済の好循環の拡大・深化に 向けたアジェンダ

平成27年9月11日

伊藤 元重

榊原 定征

高橋 進

新浪 剛史

日本経済の重点課題

- 中国経済に弱い動きと不透明感などがみられる中、我が国としては、アベノミクスに強力に取り組むことにより、内需、とりわけ民間需要主導の持続的成長への動きを加速し、デフレ脱却・経済再生を力強く進めることが一層重要となっている。
- 経済の好循環を拡大・深化するとともに、それが生産性や潜在成長率の向上に結び付くよう、最優先で取り組むべき以下の事項を「民間需要構造強化プログラム(仮称)」として掲げ、官・民・政が一丸となって課題突破に取り組むべきである。
 - ① 雇用・所得環境の改善や子育て支援・少子化対策の強化を通じて、家計を元気にし、消費を活性化する
 - ② 投資を通じて、企業の生産性を高めるとともに、新たな基幹産業を育成し、潜在成長力を高める
 - ③ 女性、若者、高齢者等が、より能力を発揮して働ける環境を整備する
 - ④ 資金と人材を地域に引き付け、地方の付加価値創造力を高める
- 現状における優先課題は、民需主導の持続可能な好循環を確かなものにすることで海外経済リスクにも強靱な経済構造を構築するとともに、国民の視点からアベノミクスの先に広がる将来展望を明確にすることである。こうした観点から、デフレ脱却・経済再生に向け、思い切った構造改革を推進するとともに、海外経済リスクが顕在化する場合など、アベノミクスの円滑な実施に必要な場合には、機動的に対応する。

1. 家計を元気にし、消費活動を活発化

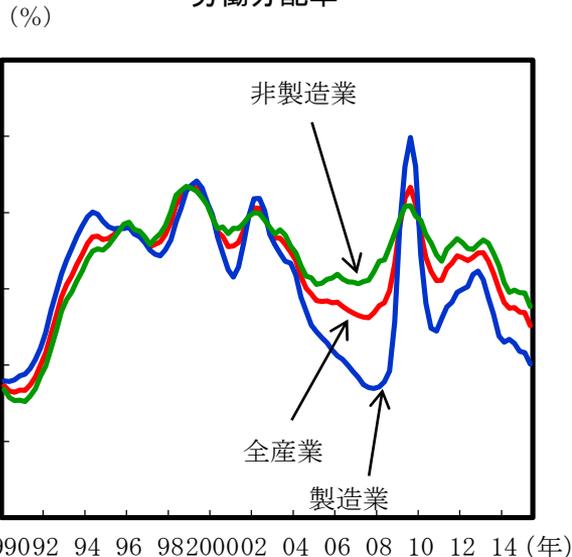
- ① 経済成長や企業収益を踏まえた賃金の恒常的な引上げや、多様な働き方の実現による「多様な正社員」普及を含め、正社員比率の向上(4%ポイント)に向けたコンセンサス形成と地域でのきめ細かな具体化
- ② 潜在的な国民のニーズ(健康、結婚、出産、子育て等)に応える子ども子育て・家族支援策の拡充、「公的サービスの産業化」による多様なサービス提供を通じて、個人消費が牽引する成長を実現(GDPに占める個人消費割合を現状6割程度から米国並みの7割程度に拡大)
- ③ 家計支出に占める割合が高まっている情報通信の競争環境の整備

労働分配率は1992年以来の低い水準

リーマン前の正社員化比率へ

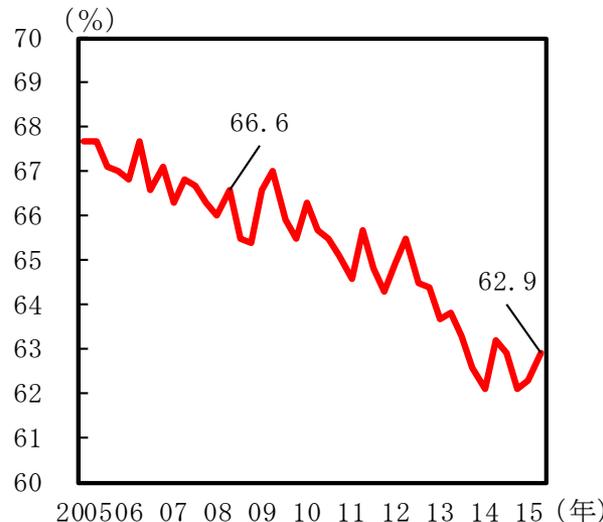
家計支出に占める通信費の割合はこの10年で2割上昇

労働分配率



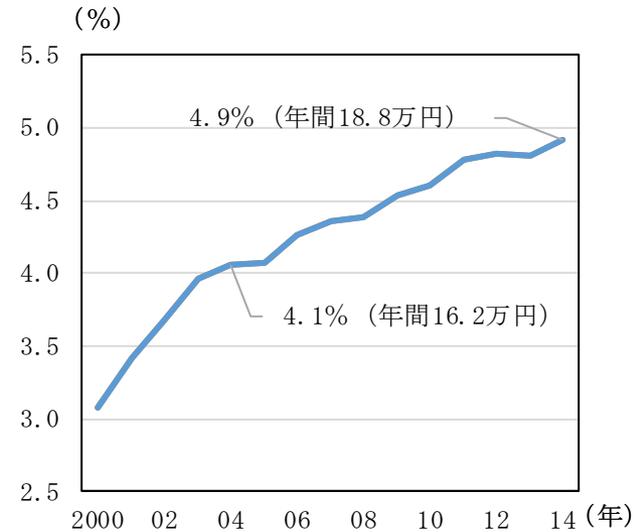
- (備考)
1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 労働分配率は、人件費／(営業利益+人件費+減価償却費+受取利息等)にて算出。
 3. 全規模。後方4四半期移動平均。

正規雇用者比率の推移



(備考) 総務省「労働力調査(詳細集計)」により作成。

消費支出に占める通信費のシェア(二人以上勤労者世帯)



(備考)

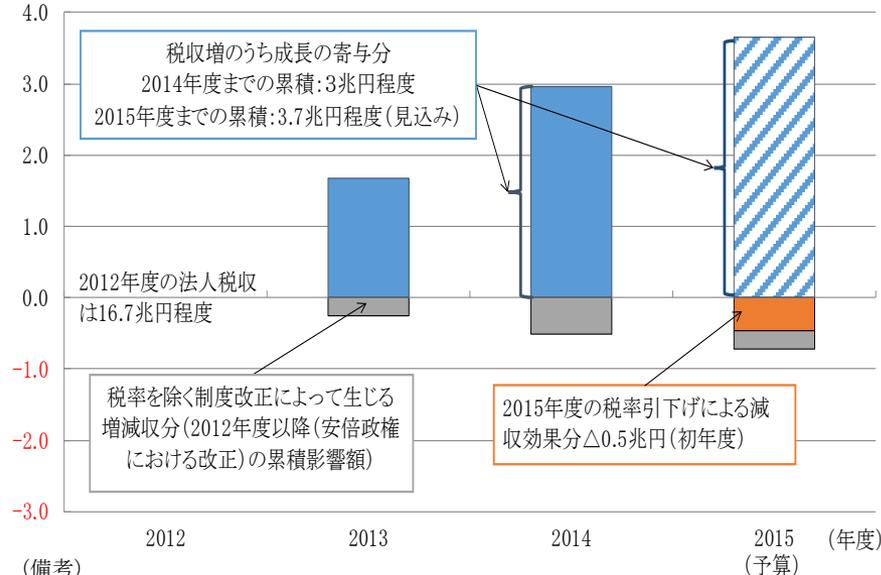
1. 総務省「家計調査」により作成。
2. 通信料(2014年)の内訳は、郵便(0.5万円)、固定電話通話料(2.8万円)、携帯電話通話料(14.7万円)、運送料(0.4万円)、移動電話(0.3万円)、その他の通信機器(0.1万円)。

2. 生産性の向上に向けた取組強化

- ① 設備投資、研究開発投資、人的投資の拡大促進に向けたコンセンサス形成と環境整備
- ② 成長志向の法人税改革の早期完了(法人実効税率20%台への引下げ)
- ③ 基幹産業育成に向けたオープンイノベーションの推進
- ④ 親事業者と下請け事業者の協力とWin・Win関係の構築による競争力のある取引価格の形成
- ⑤ 外国人材の積極的活用(企業内転勤・技術等で働く外国人材の滞在期間を最大8年、留学生の国内就労促進強化(インターンの推進等を通じ、現状2割強を5割程度へ))
- ⑥ 生産性改善の優良事例の横展開の推進(特に地域のサービス産業の生産性向上に向けた取組)

成長志向のアベノミクスにより、法人税収は増加傾向

(国・地方の法人税収の変化額(2012年度対比、兆円))



- (備考)
1. 財務省「税制改正による増減収見込額」(各年度)、総務省「地方税に関する参考計数資料」(各年度)により作成。なお、国は2014年度まで決算、2015年度は当初予算。地方は2013年度まで決算、2014年度は決算見込み、2015年度は計画。
 2. 図は、2012年度以降の安倍政権における制度増減税を単純加算し、実績の収支変化から制度増減税見込額を除いたものを成長によって生じた増分と定義。
 3. 2015年度の制度改正では、租税特別措置の見直し他、繰越欠損金の控除限度の段階的引下げ(80%→65%→50%)による課税ベースの拡大が盛り込まれている。

次代を担う基幹産業育成には、オープンイノベーションの推進が重要

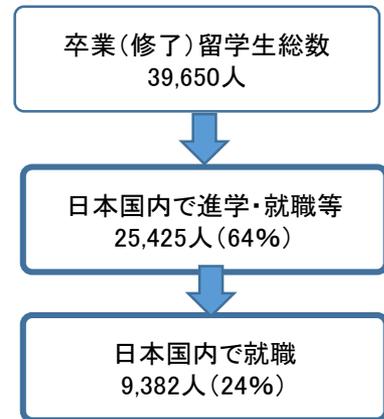
- 社内完結型の研究開発を行ってきたため、例えば、国際共同発明によるイノベーションを行う企業の割合は国際的に少ない

オープンイノベーションの推進(例)

- 企業間・異業種間連携(雇用慣行の改革)
- 基礎～応用とビジョンを共有(産学官連携強化)
- 国際標準化の戦略的推進(産学官連携強化)
- イノベーション拠点の多様化(地方活性化)
- ベンチャー企業育成・協業(地方活性化・大学改革)

外国人留学生のうち65%が日本での就職を希望するも、叶うのは2割強

外国人留学生の進路状況(2013年度)



- (備考)
1. 「平成25年度外国人留学生進路状況調査」により作成。
 2. 「留学生」とは、「留学」の在留資格で学ぶ者のうち、日本の大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校等において教育を受ける外国人学生。
 3. 日本での就業を希望する外国人留学生の割合は日本学生支援機構「平成25年度私費外国人留学生生活実態調査」による。

3. 女性、高齢者、若者の活躍促進

- ① 女性・高齢者等の就労抑制の仕組み改善(女性が働きやすい税・社会保障・手当の改革、高齢者の就労を妨げない社会保障(在職老齢年金制度等)・雇用保険制度改革等により、500万人程度の就業拡大を目指し、具体的道筋を明示。特に国家公務員の配偶者手当を政府は率先して見直し)
- ② 女性・若者の就労継続・復職・正社員化への支援強化(失業なき労働移動の推進、正社員化促進補助金の拡充、復職支援の強化等)
- ③ ワークライフバランスの実現への取組(公共調達を通じた企業の取組推進等)
- ④ 「NPO先進国」に向けた取組(社会起業家支援、社会課題解決のための投資促進等)

潜在的な就業希望者、就業時間の増加を希望する者は約950万人の一方、労働力人口は約400万人減少する可能性

女性や高齢者等の就労を妨げない仕組みの構築が必要

女性・高齢者等の就労に関する主な課題

就業希望者数(2014年) (万人)

		15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上	計
男性	失業者	19	33	29	23	26	11	141
	就業希望者	50	13	9	9	14	22	117
女性	失業者	14	23	23	19	12	4	95
	就業希望者	45	72	90	45	31	19	302
計		128	141	151	96	83	56	655

就業時間増加希望者数(2014年) (万人)

		15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上	計
男性		14	14	13	14	20	21	96
女性		17	30	59	51	29	13	199
計		31	44	72	65	49	34	295

(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」により作成。
 2. 例えば、「雇用政策研究会報告書」(2014年2月6日)の経済成長と労働参加が適切に進まないケースでは、2020年の労働力人口は6,190万人となり、2014年の6,587万人(実績)から397万人減少するとされている。

有資格者数

	潜在有資格者数	就業者数
歯科衛生士	約13万人	約12万人
看護師	約71万人	約154万人
保育士	約60万人超	約38万人
介護福祉士	約54万人	約66万人

(備考) 1. 日本歯科衛生士会資料、厚生労働省「看護職員の現状と推移」(2014年12月)、「保育士確保プラン」(2015年1月)、「介護人材の確保について」(2015年2月)、雇用均等・児童家庭局資料により作成。
 2. 潜在有資格者数について、歯科衛生士は「資格登録者数(2014年3月)ー就業者数(2014年末)」、介護福祉士は「登録者数(2013年)ー従事者数(2013年)」により算出。

	制度	課題
女性	税制	・配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘(いわゆる103万円の壁)。
	社会保障	・通常の労働者の4分の3(週30時間)以上就労すると、被用者保険の被保険者となり、社会保険料が発生。 ・就労時間が週30時間未満であっても年収130万円以上になると、国民年金、国民健康保険の被保険者となり、社会保険料が発生(いわゆる130万円の壁)。 ・短時間労働者を雇う理由に社会保険の負担を挙げる事業主も一定程度存在。
	配偶者手当	・民間企業の7割以上で配偶者手当が支給され、その半数が支給制限を(配偶者の非課税限度額である)103万円に設定。 ・国家公務員の扶養手当(配偶者分)の支給制限額は130万円。
高齢者	社会保障	・就労インセンティブを高める方向で在職老齢年金を見直すことが必要との指摘。 ・通常の労働者の4分の3(週30時間)以上就労すると、被用者保険の被保険者となり、社会保険料が発生。
	雇用保険	65歳に達した日以降に雇用される者は適用対象外。

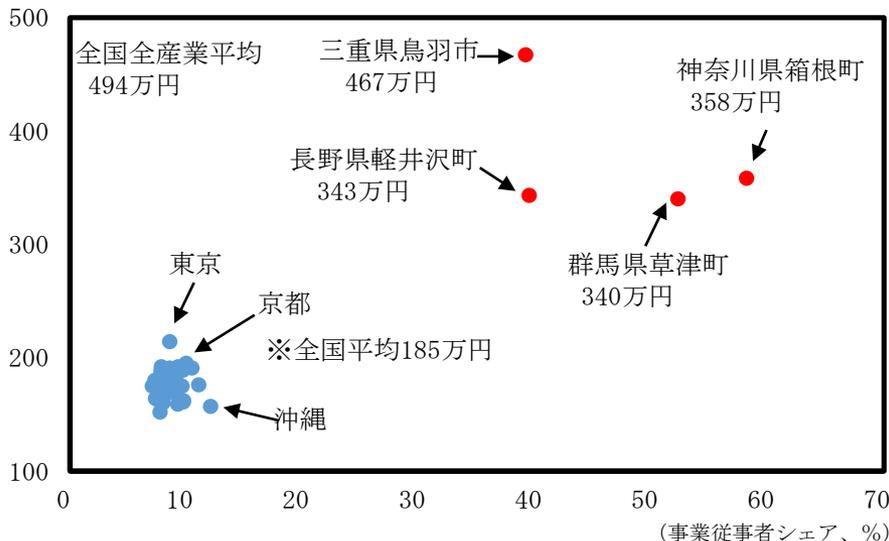
4. 資金と人材を引き付けて地方経済を元気に

- ① 地域への資金・人材還流(事業振興を支える企業版ふるさと納税、テレワークの推進、UIターン支援・マッチング等)
- ② 産業振興(旅行業法の規制緩和、観光協会の活性化、農地集積の加速等)、公的サービスの産業化

宿泊・飲食サービス業の労働生産性は、一部の自治体を除いて総じて低め

宿泊・飲食サービス業の労働生産性と従業者シェア

(事業従事者1人当たり付加価値額、万円)



(備考) 経済産業「経済センサス」により作成。2012年の値。

観光振興に関する規制面での主な課題

関係法令	規制改革事項
旅行業法	着地型観光を促進するための旅行業の見直し
旅館業法	小規模宿泊業(民泊等)のための規制緩和
国際観光ホテル整備法	制度全体の見直し

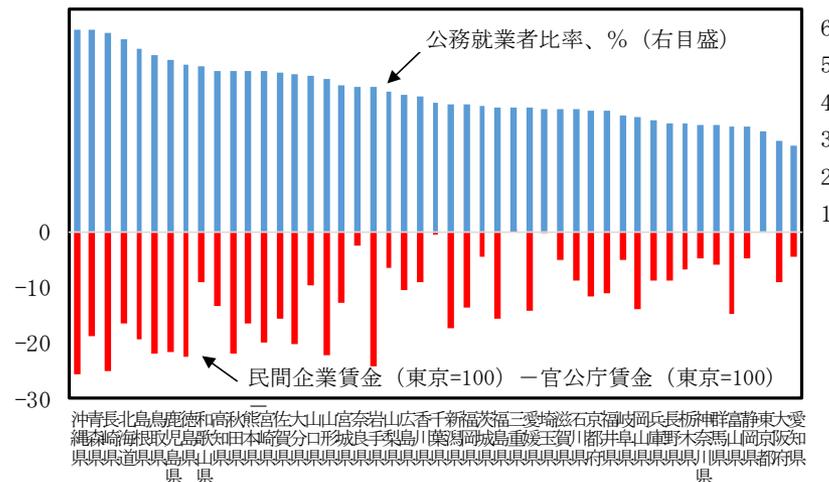
2014年の学卒の新規雇用就農者は約1,460人。担い手への農地集積、農業参加を加速する必要

担い手への農地集積の進捗状況

	2013年度	2014年度	再興戦略目標 (2023年度まで)
担い手の利用面積 (万ha)	220.8	227.1	--
うち農地中間管理機構利用実績 (万ha)	--	3.1	--
担い手への集積率 (%)	48.7	50.3	80

公的部門への就業者比率が高い都道府県は民間の生産性に対して公的部門の賃金が高止まりする傾向

都道府県別の官公庁・民間企業の賃金格差(専門・管理・事務職種)



(備考) 総務省「国勢調査」(2010年)、森川正之(2013)「賃金構造の官民比較」(RIETI、Discussion Paper Series 13-J-044)により作成。(賃金の計数は森川(2013)において総務省「就業構造基本調査」(2007年)に基づき推計)。